

FAQ よくある質問と回答（令和2年9月11日改正）

●宣言手続に関する質問

（新たな申請）

問1 スタートアップセミナーを法人の代表として受講し、事業所単位（A事業所）で宣言の申請をしたが、事業所単位（B事業所）で宣言の申請をする予定である。この場合、スタートアップセミナーを受講する必要がありますか。

スタートアップセミナーを法人の代表として受講している場合には、スタートアップセミナーの受講を省略することができます。（要綱第17条第2項）

なお、同項に規定するCHECK&ACTION25（令和3年7月31日までは、CHECK&D025でも可）による現状把握は、次のとおりとなります。

○法人全体で実施した場合

→ 省略することができます。

○A事業所のみで実施した場合

→ 省略することはできません。よって、B事業所で実施する必要があります。

（取組結果の報告）

問2 取組期間中に当初の目標を達成できそうにない場合、取組期間を延長することはできますか。

取組期間の延長はできません。一旦、現状での取組結果報告書を提出し、当初の宣言を終了させる必要があります。引き続き、当初の目標を達成するため、取組を行う場合には、新たな宣言により取り組むこととなります。（要綱第9条第1項、第17条第1項）

（様式変更等の影響）

問3 平成31年4月に要綱が変更され、ロゴマークや様式が一部変更されましたが、これまで使っていたロゴマークや準備していた申請書を全て変更する必要がありますか。

要綱の附則により、旧ロゴマークや旧様式も、当面の間使用することができるかとされていますので、印刷済みのロゴマークや準備していた様式は変更する必要はありません。